

令和 2 年

全員協議会記録

令和 2 年 8 月 1 8 日

和光市議会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和2年8月18日（火曜日）
午前10時00分 開会 午前11時18分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 17名

議 長	吉 田 武 司 議員	副議長	待 鳥 美 光 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	猪 原 陽 輔 議員
3 番	熊 谷 二 郎 議員	5 番	内 山 恵 子 議員
6 番	齊 藤 誠 議員	7 番	伊 藤 妙 子 議員
8 番	富 澤 啓 二 議員	10 番	金 井 伸 夫 議員
11 番	赤 松 祐 造 議員	12 番	小 嶋 智 子 議員
13 番	松 永 靖 恵 議員	14 番	萩 原 圭 一 議員
16 番	富 澤 勝 広 議員	17 番	安 保 友 博 議員
18 番	齊 藤 克 己 議員		

◇欠席議員 1名

4 番 鳥 飼 雅 司 議員

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	鈴 木 均
市民環境部長	伊 藤 英 雄	保健福祉部長	川 辺 聡
建 設 部 長	木 村 暢 宏	企画部次長兼 秘書広報課長	松 戸 克 彦
総務部次長兼 総務人権課長	亀 井 義 和	建設部次長兼 都市整備課長	加 山 卓 司
政 策 課 長	渡 辺 正 成	職 員 課 長	工 藤 宏
環 境 課 長	亀 井 誠	政策課長補佐	中 川 大

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	本 間 修	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

元市職員の不祥事の進捗状況について

組織改正について

午前10時00分 開会

○吉田武司議長 ただいまから全員協議会を開催します。

なお、本日、鳥飼議員は通院のため、欠席届が出ています旨報告します。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

松本市長。

○松本市長 皆様、おはようございます。

議員の皆様には市政運営各般に関しまして、日頃から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げる次第でございます。

また、大変御多用の中、全員協議会を開催いただき誠にありがとうございます。重ねて感謝申し上げます。

さて、本題に入る前に、昨日の火災について若干御報告をさせていただきます。

23時53分覚知、そして鎮圧が零時22分ということで、白子3丁目の集合住宅の1階で火が起きて、けが人等はなしということで、あと、そのお宅の方が自宅にいられないということで、関係者宅に避難されているということで伺っております。

さて、本日でございますが、元市職員の不祥事の処理の進捗状況についてのうち、総務部からは裁判の進捗状況及び第三者委員会の開催状況について。

保健福祉部からは、平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金返還に係る市における調査経過報告についてを御説明申し上げます。

また、企画部からは組織改正について御説明を申し上げます。

まず、裁判の進捗状況についてでございますが、これまでに起訴された計6件の事件に対し、令和元年8月から令和2年2月までに6回の公判が行われております。公判につきましては、現在新型コロナウイルス感染症の影響により中断している状況でございますが、引き続き状況を注視してまいりたいと考えております。

なお、次回の公判でございますが、本年の10月13日に行われるということでございます。

次に、第三者委員会の開催状況につきましては、令和元年7月25日に当該委員会を設置いたしまして、これまで令和元年9月の第1回会議から令和2年5月の第4回会議まで、計4回の会議を開催しております。

現在、委員会において審議中であることから、本日は会議の開催日と各会議での議題のみの御報告となりますが、今後につきましても、委員会の審議状況等により、決定事項などの報告があった場合には議員の皆様には適宜報告をいたしてまいりたいと考えております。

次に、平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金返還に係る市における調査経過報告につきましては、庁内で再度調査を進めている途中経過について報告いたします。

最後に、組織改正につきましては、去る令和2年和光市議会第6回定例会において御承認をいただきました、朝霞和光資源循環組合の設立に伴いまして、市の組織の一部を見直し、新た

な課の設置及び2つの課を統合することにより、複雑化、多様化している市民ニーズに対応することを目的とし、市民環境部及び建設部の事務について、事務分掌の見直し、市民サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

それでは、それぞれの詳細につきましては、担当部署から順次御説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○吉田武司議長 本日の案件は、元市職員の不祥事の進捗状況についてと、組織改正についてです。

初めに、元市職員の不祥事の進捗状況について説明願います。

鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 それでは、元市職員の不祥事の進捗状況についてのうち、元市職員の不祥事における裁判の進捗状況及び第三者委員会の開催状況について御説明申し上げます。

初めに、裁判の進捗状況につきましては、お手元にお配りしております、元職員の不祥事に係る逮捕、起訴の概要のとおりでございます。

公判はこれまで令和元年8月29日の第1回公判に始まりまして、令和2年2月27日の第6回公判まで行われており、6件の事件で起訴をされております。

次に、お配りしております公判の状況を御覧いただきたいと存じます。

第1回公判は令和元年7月4日起訴分の、生保受給者の現金200万円をだまし取った詐欺事件の審議を令和元年8月29日に行われ、起訴状の朗読では平成27年1月20日頃、福祉事務所において、「詐欺グループの金らしいので特捜に持っていくから渡してもらえるか」と職員を欺き、200万円の交付を受けた事件の公判でございます。

第2回公判につきましては、令和元年7月25日起訴分及び8月15日起訴分の生保受給者の現金548万10円をだまし取った詐欺事件及び市が預かった300万円を着服した業務上横領事件の審議を令和元年10月1日に行われ、起訴状の朗読では、平成27年5月14日頃、「特捜から生活保護受給者の500万円を出せとの話が来た。今日、特捜に持っていく」と職員を誤信させ、現金500万円の交付を受け、また、同年11月11日に、「特捜から生活保護受給者の預かり物を全部を押さえたいと言っている。現金、通帳を用意してくれ」と職員に指示し、48万10円の交付を受けた事件及び平成28年3月31日に福祉事務所から高齢者夫婦から預かった300万円を受け取り、自己の費消のため300万円のうち280万円を自己の口座に振込預金し、併せて自己の目的で20万円を消費し、300万円を横領した事件の公判でございます。

第3回公判につきましては、令和元年9月20日起訴分の、市が預かったキャッシュカードを不正に利用し、1,350万円を不正に引き出した窃盗事件の審議を令和元年11月5日に行われ、起訴状の朗読では、平成28年3月31日に市が預かった高齢者夫婦のキャッシュカードを不正に利用し、27回にわたり現金自動受払機から現金1,350万円を窃取した事件の公判でございます。

第4回公判につきましては、令和元年10月17日起訴分の、市で取り扱っていた高齢者男性から預かったキャッシュカードを不正に利用し、430万円を不正に引き出した窃盗事件の審議を

令和元年12月3日に行われ、起訴状の朗読では、平成14年12月頃、高齢者男性から預かった銀行のキャッシュカードを不正に利用し、21回にわたり現金自動受払機から430万円を窃取した事件の公判でございます。

第5回公判は、令和元年12月20日起訴分の、市が預かったキャッシュカードを不正に利用し、5,150万円を不正に引き出した窃盗事件の審議を令和2年1月15日に行われ、起訴状の朗読では、高齢者夫婦のキャッシュカードを不正に利用し、104回にわたり現金自動受払機から5,150万円を窃盗した事件の公判でございます。

また、同公判では、裁判長から検察官に対しまして追起訴の確認をしたところ、追起訴完了が整った旨の発言がそのときございました。

以上のとおり、1回目から5回目までの公判では、それぞれの起訴に対しての起訴状の朗読、公訴事実に対する罪状認否、冒頭陳述が行われ、被告側は全ての起訴内容に対して認否を明らかにしておりませんでした。

第6回公判は、認否、証拠意見、検察官の立証についての審議を令和2年2月27日に行われ、冒頭に被告人は和光市の福祉行政の関係者に対して謝罪の意を述べた後、それぞれの起訴内容に対して発言がございました。公訴事実に対する被告人の意見、検察官からの証拠説明、これまでの起訴内容の罪状認否が行われ、被告側はこれまでの起訴内容についておおむね認めております。

今後の協議につきましては、裁判長から被告側に対しまして証拠内容についておおむね認めることの確認が取られ、次回は令和2年4月30日に情状関係において立証を行うこととし閉廷をしましたが、その後新型コロナウイルスの影響によりまして裁判は中断をしておりましたが、このほど次回の公判は令和2年10月13日に行われるとの報告をいただいております。

以上が不祥事に関する裁判の状況の説明でございます。

次に、第三者委員会の開催状況について御説明申し上げます。

第三者委員会につきましては、令和元年7月25日に当該委員会の設置をしております。事務局につきましては企画部、総務部で行っておりまして、全ての会議において関係する保健福祉部の管理職が出席をしております。

第1回会議につきましては令和元年9月6日に行いました。議題につきましては不祥事の概要等についてでございます。

第2回会議は令和元年11月21日に行い、議題につきましては不祥事の概要等についてでございます。

第3回会議は令和2年3月25日に行い、議題につきましては事件の類型化と再発防止策の検討についてでございます。

第4回会議は令和2年5月20日に行い、議題につきましては今後のスケジュール等についてでございます。また、第4回会議につきましては、再発防止対策に向け着手することとなりましたが、市内部の問題点の確認や洗い出し等が行われている中で、委員から新たな調査実施の

指示がございました。そのため、令和2年6月8日及び16日に委員2名を1グループとし、2グループによりまして参考人6名へのヒアリングを行っております。

以上が第三者委員会の進捗状況の現時点の状況でございます。

以上が元市職員の不祥事における裁判の進捗状況及び第三者委員会の開催状況についての御説明でございます。よろしくお願いたします。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 それでは、私から、平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についての説明をさせていただきます。

この交付金につきましては、さきの6月定例会で答弁したとおり、本交付金の執行に係る事務については、元職員の関与による不自然な文書の管理、また行政手続での不正等が疑われることから、庁内で独自調査を進めてまいりました。本日は、現段階での手続における疑義について報告をいたします。

お手元に配付してありますA3の縦長の資料、こちらを御覧ください。

なお、資料については本委員会後回収をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、資料につきましては一番左側に日付が書いてございます。その日付に沿って時系列的に説明をさせていただきます。

まず、当該事件に係る背景といたしまして、平成20年当時、元職員とA株式会社との関係でございますが、元職員はA株式会社の代表者に対して、B施設を建設すれば本件交付金が交付されると話していたという職員の証言がございました。

その下、平成20年11月15日でございます、A社が近隣住民への説明会を行っております。その説明会の中に市の指導の下、本計画を計画したという説明がされております。

続きまして、交付金に係る手続でございます。

平成21年9月9日、この日にこの整備交付金に関する初回の事前協議がございました。この事前協議につきましてはB施設を対象とした整備計画でございます。ただ、このときには課長決裁で意思決定をされていると。それから、計画書には公印資料の印がございませんでした。

その後、平成21年11月13日に2回目の事前協議が行われております。この時点で、B施設からC施設へ変更がされております。こちらも課長決裁で意思決定をされているわけでございますが、このときにC施設のほうとは協議をなしにこの事前協議を提出されたということでございます。

続きまして、平成22年1月14日でございます。この日に医療施設との病床転換に関する事前協議が行われております。ただ、この協議の中では、医療施設側とは介護療養病床を転換する協議が調わないまま手続が進められているということでございます。

その後、平成22年2月19日に交付金の内示がございました。こちらはC施設を対象に交付金の内示が出ております。

続きまして、2月26日に変更の整備計画を作成しております。こちらは、C施設からまたB施設へ戻す変更計画を作成をしております。ただ、こちらについては起案文書がついていないということでございます。

次に、3月1日に交付申請を行っております。厚生労働省に交付申請を行っております。こちらにつきましては、医療施設の45床転換を前提とした交付申請でございます。ただ、この交付申請も課長決裁で意思決定がされて、この時点でも医療施設側との事前協議は調わないまま提出されております。

その後、3月25日に厚生労働省から交付決定がされております。

翌日の3月26日、市からA社へ交付決定をされております。ただ、この時点で、これは市長決裁で行われているわけですが、この事前の経緯については市長には知らされていなかったということでございます。また、この時点でA社から市へ交付申請は提出されてございません。

平成22年4月9日、A社へ4,500万円の補助金の支出をしております。

平成23年4月4日に厚生労働省に実績報告の提出をしております。こちらはB施設を対象とした実績報告書、こちらも起案文書はついてございません。その後、平成24年4月3日、市からA社へ交付額の確定通知を出してございます。

続きまして、会計検査の対応でございます。

平成26年1月15日に会計検査の事前対応がされております。この時点で会計検査はまだ行われていないんですが、部長決裁で交付金返還の意思決定がされております。このときにも、医療施設に病床転換の再要請等は行われておりません。

その後、2月20日に会計検査がございまして、6月11日に会計検査より交付金の交付取消し決定通知書が出されております。翌6月12日に会計検査の現地検査の講評といたしまして、介護療養病床45床が存続されたまま廃止されていなかったという指摘を受けております。

その後、6月26日に会計検査の現地検査の結果に対する回答として、こちらで部長決裁で指摘事項を認め、交付金に加算金を加算し返還すると回答しております。

6月30日に交付金4,500万円と加算金1,111万500円を国へ返金しております。

御報告をしたとおり、本交付金についてはこれまでの調査により、医療施設との病床転換の事前協議を調べず進められたこと。さらに、会計検査前に部長決裁で交付金返還の意思決定がされていることなどが判明をしております。これらは元職員の指示により不正等が疑われるため、現在その対応について、元職員への損害賠償請求も視野に入れ、弁護士と協議を進めております。

私からの説明は以上でございます。

○吉田武司議長 以上で説明が終了しました。

各議員に申し上げます。

ただいまの説明がありましたように、今日の案件に関係します現在までの調査経過でありま

す。そのことを踏まえた上で、説明内容についての質疑を願います。

質疑のある方は挙手願います。

赤松議員。

○赤松祐造議員 そうしたら、元職員の不祥事に関わる逮捕、起訴の概要という書類を見ていただいて、ここで意味の分からない表現があるのでお聞きします。

それぞれの、1であれば、生保受給者の現金200万円と書いてあります。5番では、市で取り扱っていた高齢者男性と書いてありますけれども、それぞれに被害者は誰か、名前は出さなくていいですけれども、名前は出さなくても高齢者なのか、それらをそれぞれ教えていただきたいと思います。2番であれば、生保受給者、これ1と2が同じ人なのか、3番は市が預かった、誰から預かったのか、300万円ですね、これ2の人から預かったものなのか、また別の人の人なのか。4番、市が預かったキャッシュカード、これ誰から預かったのか、生保の人なのか。5番は市で取り扱った、これは生保の人なのか、どういう状態の人なのか。同じく6番、市が預かったキャッシュカード、誰から預かったか被害者の、その辺りが抜けているので、これだけ見ると何人の被害者がいるのか、私は分からないんです。まずはその辺を教えてくださいと思います。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 こちらの公判状況の概要に基づいて、逮捕、起訴の概要を記載させていただいておりまして、その朗読の中で記録したメモを基に作成をしておりますので、そういった詳しい状況のところまでは把握していないという状況になっております。

その中で、キャッシュカード等を預かっていたのは市の職員等というところは判明しておりますけれども、その辺の具体的な担当の者については、説明は控えさせていただければと思います。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 シャベってはいけないことはあるかも分かりませんが、誰から預かったぐらいは書かないと、私たちこれを見て、何人の被害があったのかというのが分からないんですね。その辺はいかがですか。認識はここまでで、市としては人を1人1人掌握しているはずだと思いますが、いかがですか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 今回、6件の事件に対して起訴をされておりまして、その中では被害を受けている方については、朗読のとおり、市としても把握はしております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 何人に被害が、市民の被害者は何人ですか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 各事件に対して、生活保護者はお一人ですし、高齢者の場合、夫婦でしたらお二人ということで記載のあるとおりでございます。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 合計で何人ですか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 合計ですと4人ということで、市として把握をしております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 何か、しっかり市は掌握していないような感じがします。裁判所任せ、第三者任せになってはいないですか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 第三者委員会の中で、関係する者に対して参考人として事情、ヒアリング等を行って、その状況等は把握をさせていただいていますので、その辺では情報収集はきちんと図られていると認識をしておりますので、現時点においては、その辺の経過報告を含めてなかなか決定することがありませんので、その辺はこの場では申し上げられないということで御了承願いたいと思います。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 今回、先ほど総務部長から御説明あった内容については、今まで提供された内容とほとんど変わらない内容ですので、進捗に関しては進展があまりないような感じを受けますけれども、ただ、第6回公判の中で、2月に行われた公判で、本人は大方罪状について認めているという内容があります。では、それを受けて第三者委員会が、3月と5月に開かれています。特に5月の審議内容を見ると、今後のスケジュールについてという内容です。その公判の、第2回の公判を受けて、第三者委員会はどんな内容をどんな審議をされたのか、その辺りは公開できますか。

あと一つ、5月に開かれて以降、今まで、今日まで第三者委員会は開かれていない経過があります。私たちの認識では、5月にある程度中間的な報告が上がってくるものと認識はしていましたが、それがなかったわけです。それが何で行われなかったのか。

もう一点、その審議委員会がストップしている理由。また新たな要因があったのかどうか。なぜ今止まっているのか、それについてお答えいただければと思いますけれども。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 あくまでも第三者委員会の審議でございますので、こちらにつきましては詳しい内容はここでは申し上げられないんですけれども、今回、第4回の会議を受けて、委員から指示があって、新たに6名のヒアリング等で事件の問題点を洗い出すために必要ということの判断で指示があって、現在行っているという状況で、現時点で第1回、第2回まではまだ裁判が継続していて、本人も罪状も認否もしていないという状況で、まだ追起訴もあるという状況でしたので、その時点では、その明らかになっている起訴状の概要を説明しながら、その事件に対して市がどういった手続が行われていたのかといったところの問題点をいろいろ審議していたというのが第1回、第2回になっています。

第3回になりまして、こちらは3月25日ですので、2月27日の第6回公判のところでは罪状もおおむね認めていますし、今後の追起訴もないというところから、第3回目の会議からその辺の、これ以上の事件がないというところの判断から、事実関係の確認、再発防止に向けた問題点等の洗い出しを本格的に動いてというような形になっていまして、それがまた第4回でも引き続いて行われるという。その時点で委員の判断としては、まだまだ情報収集が足りないというふうな判断をされておりまして、今回、そのような継続して行われているという状況になっています。そのときも委員長からも、少しこの辺の報告書を作成するに当たっての方向性については、少し協議の時間をいただきたいというふうな御意見いただいております、その状況が現在変わらないので、少し停滞しているというような状況になります。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 今の御答弁の中で、新たな事案と申しますか、問題が生じたということですが、要するにこの不祥事一連の関係以外の部分で新たな要因があったということですか。その辺、御答弁できればお願いしたいんですが。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 その判断は、委員長、委員各位、委員長を代表として委員各位の判断に基づいて行われておりますので、私からは何とも申し上げられないというもので御理解いただきたいと思います。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 第三者委員会の中でどのような審議をしたかということはお答えできないのでしょうか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 委員会の中でも事務局が立ち会ってお話を伺っているタイミングもありますし、委員、事務局が抜けて、委員の中で行われている協議もありますので、全部が全部把握しているという状況ではございませんし、今、審議中ですので、その辺の詳細についてはお控えさせていただきたいと思っています。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 今、総務部長は、新たな問題が出たという御指摘を、御答弁をされていましたが、それについても、何かということはここではお答えできないということですか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 そこについてはお答えできないので、申し訳ございません。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 今の内容については、審議内容については議事録に載るんですよね。審議委員会の、第三者委員会の中の議事録の中には記録として残っているということですか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 先ほども言いましたとおり、事務局側が立ち会って行っている場合もありま

すし、外れて委員会だけで行っている場合もありますので、全て記録は残している状況ではございませんので、それは最終的に報告書の中で提言という形でお示ししたいと考えております。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 私が再三質問しているのは、新たな事案があったという御答弁がされているから、それについては何ですかということでお聞きしているんですよ。全ての議事録は残していないから分かりませんかでは、事務局はどういう対応をしているんですか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 今回、裁判の事件概要を基にして、各委員に御説明させていただいている中で、その問題点を洗い出している中で、委員長のそれがどういった目的で行われているかというのは私どもは存じておりませんが、指示に基づいて、そのヒアリングを行いたいと指示がございましたのでそのセッティングをしたということでございます。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 内容も分からないまま、そういうセッティングをしてやるというのは、私には理解できないんですけれども。事務局は全ての審議会の中身を把握していないという理解でよろしいですか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 おっしゃるとおりで、全ての状況について把握しているというふうにはなっておりませんので、よろしくお願いします。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 ということは、事務局外でお答えできるのは、第三者委員会の委員に聞かないと分からないということによろしいですか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 基本的に第三者委員会へ委ねておりますので、そこでしかお答えできないということになります。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 そうすると、議会としてその内容を知るには、第三者委員会のメンバーを全員協議会なりに呼ばないと分からないということによろしいですか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 第三者委員会にその辺の状況については委ねておりますので、そういった形になろうかと思えます。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 ということは、議会として対応すればそういうことも可能という理解でいますので、その辺は後で議長にお話ししたいと思えますけれども、中身の審議内容の透明性が無い、不自然だなという感じを受けましたので、その辺はしっかりやっていただければありがたいと思えます。

あと、もう一点、地域介護・空間整備の資料が1枚出ていますけれども、これについてこの資料、これいいんですよね、資料については回収というお話がありましたけれども、なぜ回収になるのかその辺だけ確認したいですけれども。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 こちらは、弁護士との協議により回収をしてくださいということでございます。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 この内容については、情報公開請求して公開されている内容です。それをなぜこういう一覧表にしたら回収になるのでしょうか。内容についてはもう情報公開請求して公開されていますけれども。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 それは今後、先ほども申しましたように、今後の訴訟関係も視野に入れた弁護士の判断だというふうに認識しております。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 弁護士は何に基づいてこれを回収と言ったんでしょう。何か根拠があるんですよね。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 そこまでは私のほうでは把握はしてございません。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 それは少し違うのかなという感じなんです、分からないまま回収ですよ。何か根拠があって回収するんでしょうから。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 今後、その訴訟に当たって、訴訟の可能性があるとということを申し上げましたが、こういった全体的なこちらの何というか訴訟における手のうちというか、そういったものが相手方に知れることで、例えば証拠隠滅でありますとか様々な可能性も考えられますので、念のためこれは回収させていただきたいということでございまして、訴訟前提でなければ、これお渡ししても何ら問題ないというふうに思いますが、今後その訴訟の可能性があるとということを踏まえて、ぜひともこの点については御協力いただきたいということでございます。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 内容については、分かりました。

今後については、私は情報公開請求したので、それに基づいて一般質問でお願いしたいと思います。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 この第三者委員会の第4回会議で新たなことが出てきて、それでヒアリングを行ったということなんです、第3回で再発防止策の検討を行っていますよね。この第三者

委員会そのものが、市としてはこれだけのことがあって、誠意を持ってできる限りの情報提供をして、そして第三者委員会の検証を受けて今後のことを考えていくということだと思っ
ますが、この再発防止策の検討まで行っているのに、なおかつ提供できていない情報があった
ということはどういうことなんでしょうか。それは改めて必要がない情報と判断していたのか、
あるいは情報提供できると判断したものだけを提供して、それで検証ができるというふうな判
断だったのか伺います。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 第3回の会議では、議題といたしましては、事件の類型化と再発防止の検討
というところで、ここで本格的にその事実確認をいろいろとしまして、問題点や確認の洗い出
しをさせていただいてまして、それについては第4回では今後のスケジュール等にしか議題
としては入っていませんが、こちらも引き続いて検討材料として行って、協議の議題として行
っている状況になっていますので、その中で委員から御指摘いただいた情報はくまなく情報提
供させていただいておりますし、事前の資料というのをお渡しをしている状況になっています。
また、その聞き取り調査を行っている中で、また必要に応じてそういった情報の指示があれば、
くまなく御提供していくというようにさせていただきます。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 実際に起こった事柄は非常に長期にわたって起こっている。しかも1回あ
ったということではなくて、繰り返し行われていることですよね。それが今になって全面的に発
覚してくるということは、組織としてやはり課題があるということだと思っ
ますけれども、そのときにその、例えば公判であるとか、事件そのものの情報だけで検証ができるというふう
には普通私たちが考えても考えられないんですね。そのときに、委員から指摘をされて、新た
なその情報提供が必要になったということは、市としてはある意味裸になって全部情報を提供
して、そして検証を受けるという姿勢がなければ、今回のことというのは決着していかないの
かなと思っ
ますが、その辺についてのお考えはいかがですか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 委員のほうで指示があったものについては、くまなく提供させていただいて
対応させていただきたいと思っ
ていますし、そこが4回目のところでこれまでの会議の中で御
提供できなかったとすれば、そこは事務局として至らない点があったのかなと思っ
ますけれど
も、あくまでも委員からの指示に基づいて、聞かれたことに対しては情報提供していますし、
それに付随して必要と思われる情報も積極的に提供しているというふうには認識しております
ので、今後もそういう形で対応させていただくというふうに考えております。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 確認させていただきたいんですが、第三者委員会の内容について非公開であ
るということが前提としてあるんですけれども、全て終わった、どこになるか分かりませ
んけ
れども、それが終わったときにどの程度その審議の内容が公開されるのか、その上がってきた

報告書だけなのか、それとも全体的にこういう議論がされたというところまで出てくるのか。その辺について確認をさせてください。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 最終的には第三者委員会からの報告書を提言という形でお示しをいただきまして、それに対して再発防止対策に向けて市が動くという形になるかと思えます。

その中には、当然問題点等の洗い出しもきっちり、抽象的なものではなく、具体的に明示いただけるものと考えておりますし、その説明につきましては第三者委員会の委員から、委員長を中心として御説明を公の場でいただくというふうに、対応すると認識しております。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 一部懸念していることとしては、先ほど会議録を、きちんとしたものは取っていないということがあったと思うんですが、実際にそのどこを問題とするかというのはそれを見た人の判断というものもあると思うんですけれども、その報告のみでもう終了ということになってしまうと、その第三者委員会の中で議論がされたのにもかかわらず報告書に表れていないことというのものもあると思うんですけれども、そういうことについてやっぱり拾い上げるのは無理なのかなという感覚を持っていて、それはもうそういう理解でよろしいでしょうか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 最終的には、事細かに議事録に近いものでの報告書というにはなりませんけれども、そういったものを集約してお示しするという形になろうかと思えますし、その報告した際には、委員から説明と質疑等も行われるというふうに認識していますので、そこでその辺の御質問は対応させていただければなという認識しております。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 続いて、平成21年度の地域介護・福祉空間整備のほうですけれども、この一連の時系列でお示しいただいているんですが、そもそもこの疑義があるということに気づいたのはいつなんでしょうか。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 こちらは、令和元年6月13日に元職員の逮捕を受けまして、全職員を対象にいたしまして、元職員のこれまでの行動に関して疑義がある場合には申し出てくれという、全職員対象に調査をしております。その過程で明らかになってきたということでございます。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 その時効の問題とかもあると思うので、顧問弁護士とのやり取りの中で検討をしているということなんですけれども、その辺は当然考慮していただいて、迅速にやっただけなければ、先ほどの証拠隠滅の話とかそういうのも含めてどんどん追及することが難しくなっていくと思うんですけれども、その辺については具体的にどのようなスケジュール感を持って動いていらっしゃるのでしょうか。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 現時点でのお話になりますが、一応顧問弁護士とはおおむね1か月程度の中で方向性は出せるというふうに伺っております。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 交付金手続のほうですが、この表の交付金に関わる手続の中で、この整備計画については課長決裁で意思決定しているようなんですけれども、これは個別の整備計画の場合には、市としては課長決裁で進めていくというのが通常の決裁のルールになっているわけなんですか。これだけ特別なんですか。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 こちらは対象の金額が4,500万円ということだと、通常は市長までの決裁になります。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 そうするとこれが特別扱いということになるんですが、これは何か理由か何かあるんですか。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 ですから、それを調査をしているということでございます。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 交付金の話なんですけれども、この一連の、先ほど疑義の発生から調査をしたということなんですけれども、これは、調査の対象としては職員の中だけの聞き取りとかという形になるのでしょうか、あるいは業者とかに対してもその当時の状況とかというのを把握されているということでもいいのでしょうか。確認をさせていただきたいと思います。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 顧問弁護士との話の中では、業者の方にもお話をお伺いする予定だというふうに伺っております。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 遑ってしまうとやはり交付金の返還手続の際にも、その転換に対する業者への説明、ヒアリング等はなかったというふうに聞いておるんですけれども、その時点も含めて当初から不自然な形なのかなということを感じているんですけれども、これは一覧表にさせていただいて、その元職員の積極性といいますか、関与といいますか、そういう部分で一貫して見られるということでもいいわけでしょうか。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 今、その方向で調査を進めているということでございます。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 単純な疑問なんですけれども、先ほど課長決裁はあり得ないという話になったんですけれども、これ平成21年、平成22年と進んでくる中で、課長決裁で意思決定というのが少なくともここに書いてあるだけでも3回あるわけですよ。それがなぜ今回その逮捕をき

っかけにヒアリングをするまで分からなかったまま、これ実際に下りているわけですよ、国から。それがよく分からないんですけれども、それはどういうことなのでしょう。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 そこはどうしてこうということは、今、事務局としては分からないということ。なぜ出てこなかったのかという。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 それがこの長い年月分からないで、実際に国から交付金受けて、それが返還になってしまうという、どうも市の手続としてそれはよく分からないというか、信じ難いんですけれども、ということはほかにもそういうケースがあっても今分からないということになるんですか。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 これは先ほども御説明をいたしました、全職員に、これは福祉部だけではございません、ですから元福祉部の職員も全て含めて、そういう疑義に対して出してくれということをしておりますので、その調査の中で出てきたものでございますので、これ以外のものはないではないかというふうに思っております。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 これ返還の決定がされたのは平成26年ということなんですけれども、その時点で4,500万円プラスアルファが税金から返還するわけですよ。その時点でこの経過というのは調べられなかったんですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 当時からこれについては、議会でも再三説明をしてきたわけなんですけれども、政権交代等の関係で様々な仕組みが変わっていく中で、このような形に結果的になってしまったというところで私も説明を受けていましたし、それで納得をしてしまったということですね。それから議会でもそのような説明がありまして、それでその結果、返還がなされるころまで、議決まで含めて予算等も議決いただいたということで、言い方が適切かどうか分かりませんが、要するにその説明で皆が納得をしてしまったというところでそれ以上掘り下げることができなかったということでございますので、それにつきましても今後全体的な調査というのは必要だというふうには思っているんですけれども、当時はそういう説明で納得をしていたということでございます。

今回の件があって、改めてその証拠書類の収集をしたところ、かなり不自然なところがたくさん出てきたので、このような形で並べさせていただいたということでございます。

また、当然、例えばお金を出す場合に、市長決裁が必要な場合に課長決裁で出金を求めたとしても、これはもう庁内の手続にこれは出すことはできないわけなんですけれども、申請ということでございますので、対外的な、要は書類の体裁が整っていれば、これは市のきちんとした意思決定がない形でもそのような書類が提出されてしまった場合には、申請としては成立を

してしまいますので、そのような中でなぜこのような課長決裁で止めてあるものが残っているのか、その際にその元職員の関与がどういう形であったのかというのは、今調査をしているということでございます。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 そうすると、担当している、あるいは関わっている責任者の方からの説明でそういう納得をしてしまうということで、でもこれヒアリングで出てきたということは、職員の中には疑義があると思っている人はいたということですよ。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 要するにこういう表現が正確か分かりませんが、今思えばあれは不自然だったという形で様々な職員からこのようなものが出来たのを総合して深く掘り下げて調べているということでございますので、当時やはりいろんな面で、何とかがだまされてしまうというか、そういう形というのがあったのかなというふうに私も反省をしておりますが、私自身も納得をさせられて、例えばその会計検査院の対応に関しては、その説明で納得をしてしまったところがございますので、それが今振り返ってみて、通常だったら正規の手続きではなかったのではないかとこのところについては、もう職員から申出があったものは全部拾っているということでございます。

当時、特にその元職員が厚労省に出向しておりましたので、要するに厚労省との関係で、これでいいとかそういうふうなことを仮に言われたとしたら、もうそれはそういう形になりますので、そのあたりもどういふやり取りがあったのかということをしかりと再現していく必要があるのかなというふうに思っています。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 今のところなんですけれども、全職員対象に調査をした結果これだけだったというような理解をしているんですけれども、相当程度辞めていった人がいると思うんですよ。そういう人たちに対する調査はしているんですか。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 それはしておりません。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 まだ疑義の段階ではありますけれども、かなりその元職員が原因で辞めて行った方というのがいるということを認識をしておりますして、そういう方々がもっといろんなことを知っている可能性というのはあると思うんですけれども、その辺については、その調査をしないでこれしかないという判断をしたというのをどういふことなのか、もう一度確認させてください。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 退職した職員がどういふ理由で退職したかというのは、全て把握しているわけではございませんので、今いる職員、これは先ほども申しましたけれども、福祉部だけ

に限らず、全職員を対象に調査をしたということでございます。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 今の件で何点かお聞きします。

令和に至って、全職員の調査をして、この疑義を最初に報告した人は何名いたんですか。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 それは、こちらは何名というのはお答えができません。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 今回のこの議事を見ていると、本当に元職員の独断専行的な行動がもう表れているわけです。それで課長代理でここまでの権限を發揮するのに止められていなかった。そのためにまた気づかなかった。そのためにこういうことが起きているわけです。当時、部長がいらっしやっと思ったんですけれども、当時の部長もこのことを知らなかったんですか。

また、その人を第三者委員会の調査にはお呼びはしているんでしょうか。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 元部長がこの件について知っていたか、知っていないかということでございますが、もう退職なされていますので、聞き取り等を行ってはおおりません。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 聞き取りはしていないんですか。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 当時の部長は退職なさっていますので、聞き取りはしておりません。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 公務員の規定がよく分からないんですけれども、公務員になれば5年間ほかの企業に行ってはいけなとかいろんな規定がありますね。そうすると同じように、自分が在籍したときのこういう不祥事に対しては聞き取りできるのではないのでしょうか。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 職員の聞き取りということでございますが、こちらは市独自の調査の中で、弁護士が実際何人かの職員に聞き取りを行っております。そういう中で、弁護士としては、その必要性がないというふうに判断されたものだと考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 一般企業であれば、課長決裁は何万円までは部の中でできるという形があるんでしょうけれども、この市の中の専決ルールとか、これは議会で質問しようと思えますけれども、そういうのはあるわけですか。きちんと整っていると思うんですけれども、どのような形になって、それが何か今回はその元職員には浸透されていなかったような気がするんですけれどもいかがでしょうか。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 そちらは、市の内部の事務専決規則ということで、きちっと規定されて

おります。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 これは2つの問題がごっちゃになっていまして、1つは今回その元職員に対して行う訴訟は、これは民事訴訟でございます。今、行われている訴訟は刑事訴訟でございます。

そしてもう一つ、その職員の内部での決裁の不正とかそういったものについては、これは内部の、あくまでも行政内部の処分の問題になってきます。

そして、それぞれは違うものでございますので、例えばその内部の職員の決裁のルール違反をしていたとして、これは当然中で、例えば戒告とか訓告とかいろんな処分があるわけなんですけれども、当該職員は既に懲戒免職になっておりまして、これ以上の行政内部での刑はございませんので、それについての処理よりはこの民事訴訟のほうを優先して、要するにどういう不正があって、その不正に対して市がどういう請求ができるかというところの調整をしておりますので、その論点整理についてはぜひとも把握された上で、我々としてもまず今回の裁判、刑事裁判は刑事裁判で、我々としてもしっかりと情報収集をしながら、民事裁判が可能かどうかというところを、まだ必ずできるということを確認を持っているわけでもございません、できるだろうという中で、最終的には議会でも議決をいただかなければこれ民事訴訟できませんので、そういった私どもとしてしっかりと確認を持って、議員の皆様にも御賛同をいただける形になった時点で裁判の手続が始まっていくということになりますので、そういった形で御理解いただければと存じます。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 1件確認しておきたいのは、要するにこの疑義が分かったのが令和元年6月の事件発覚後、聞き取りをして分かったということですがけれども、私、議事録を見ないと分かりませんが、再三、昨年9月、12月、今年3月に質問をさせていただきました。その中で疑義という言葉は一向になかったような気がします。では当初からあったのであれば、なぜ答弁の中にそういうのがなかったのか、それを確認したいんですけれども。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 こちらは先ほどの件にも関連するんですが、令和元年6月18日に全職員を対象に調査をして、6月28日にその結果を警察に報告をしております。

その後、9月27日に警察のほうで関係書類を押収して捜査が開始されたと。その中で、その後令和2年1月15日の公判で、この件に関しては事件性はないという判断が示されて、その後令和2年2月4日に市独自の調査を開始しているということで、調査を開始したのが令和2年2月でございます。

そういった中で、今、議員が御指摘されたとおり、疑義という言葉が出てこなかったということですが、令和2年2月に調査を開始していた中で、すぐそういう疑義が発見ができなかったということでございます。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 でも、今までのやり取りを聞くと、今、御答弁あるように、令和元年の6月の時点で聞き取りで、ある程度の疑義も分かったという御答弁されていますので、その時点でこれは多少問題があるのではないかとこのことを分かっていたと思うんですけれども、その辺の認識がなかなか違ってずれがあったのかなという感じはしますけれども。要するに文書について今は存在しないような話も議会の中でしていたわけですから、それとの整合性も取れないような気もして、私には疑問が残るんですけれども。

1点確認ですけれども、副市長と市長はこの一連の関連の文書を確認しましたか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 全部の文書を一個一個チェックをしておりますが、チェックをしたものについて不自然なものがあるというものについては幾つか見ております。

そして、例えば、去年の9月定例会だったと思いますけれども、文書がある、ないという話がありました。その際に、変な場所から出てきましたよという話もありましたが、変な場所から出てきたものを私も精査させていただきましたが、明らかに不自然な加工の形跡のある文書だったりして、そういったものも含めて、我々としても疑義は持っておりました。ただ、疑義がありますよという形で議会で明言をするまでに、疑義のそのつじつまとかそういったものが把握できておりませんでしたので、今回はそれがようやくその全体像がある程度把握できて、訴訟を前提に調整させていただくという段階になりましたので、明らかに疑義がありますよと御説明をさせていただいておりますが、議員の御指摘等もありまして、そういった形でしっかり調査をした結果が現在につながっておりますので、決して当時から全く疑義を認識していなかったということではなくて、不自然なところについて、我々としても全力で調査をしてきたということでございます。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 この交付金の一連の流れによる6年間ぐらいの流れがありますけれども、私は請求する等したんですけれども、ページ数については243ページあります。ぜひ、副市長と市長にもう一度この書類を確認していただいて、中身も精査をしていただく。それが今後の民事訴訟をやるんでしょから、それに向けての第一歩かと思っておりますので、ぜひそれはやっていただきたいと思っております。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 必要な調査はさらにしっかりやっていきたいと思っておりますし、また議員のこれまでのつぶさな調査についても感謝を申し上げているところでございます。

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○吉田武司議長 ほかに質疑がございませんので、この件はよろしいでしょうか。

また、冒頭、市長からも御挨拶の中でありましたけれども、今後につきましても委員会の審議状況等により、決定事項などの報告があった場合は、議員の皆様にも適宜報告しますという御

挨拶がございました。このことについてはまたよろしく願いいたします。

また、進展があれば事前に正副議長に報告をもらい、全員協議会を開催については正副議長において判断していきたいと思えます。

以上で、案件（１）についての質疑を終結します。

休憩します。（午前 11 時 06 分 休憩）

再開します。（午前 11 時 07 分 再開）

次に進みます。

組織改正について説明願います。

中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 それでは、組織改正について御説明をいたします。

今回の組織改正につきましては、効果的に事務を処理するため、効率的な行政組織の構築を目指し、市長の権限に属する事務の分掌を見直すため、必要な改正を行うものです。

令和 2 年 10 月 1 日の朝霞和光資源循環組合の設立に伴いまして、当該組合に対し職員を派遣することとなります。職員の派遣につきましては、現在のごみ処理広域化プロジェクトチームメンバー等が想定されますが、当該プロジェクトチームは資源リサイクル課の一部の職員が兼務する体制となっており、組合への派遣により資源リサイクル課の職員が削減されることから、適正数による職員配置等を行うための組織の再編が必要となります。

このことに伴いまして、市民環境部内において環境課と資源リサイクル課を統合して新しい課を新設し、環境に関する施策を包括的に推進する体制を整備いたします。

また、建設部内に新たに公園みどり課を新設し、従来都市整備課が所掌する公園緑地に関する事務に併せて遊水及び緑地等を所掌し、生産緑地の 2020 年問題への対応も含めまして、緑に関する施策を包括的に推進する体制を整備いたします。

資料を御覧いただきたいと思えます。

現在の環境課と資源リサイクル課の 2 課を統合します。課名についてはまだ決定しておりませんが、この新設課において、現在資源リサイクル課に位置づけられている資源リサイクル担当の分掌事務を所掌することといたします。また、現在環境課で所掌している湧水の保全に関すること及び緑化の推進に関することを建設部に移管します。

建設部においては、新たに公園みどり課を設置し、現在都市整備課に位置づけられている公園緑地担当の事務を所掌することとします。また、現在環境課で所掌している湧水の保全に関すること及び緑化の推進に関することを公園みどり課において所掌することとします。これにより、公園みどり課において緑に関する施策を包括的に推進してまいります。

さらに、現在都市整備課が所掌している街路事業に関することの事務を道路安全課の所掌事務とします。これにより、道路安全課において道路事業と街路事業を包括的に推進してまいります。

以上の内容で組織改正を行うこととし、このことに伴い必要となる例規の改正を行い、令和

2年10月1日より施行する予定となっております。

組織改正の具体的な内容についての説明につきましては以上となります。御審議よろしくお願ひいたします。

○吉田武司議長 以上で説明は終了しました。質疑はございますか。

赤松議員。

○赤松祐造議員 これはなかなか私は希望していたところなので、公園みどり課、本当に市民が非常によく分かるのでいいと思います。

他市は公園緑地推進課とかそういうのがつきますけれども、公園みどり課。ただ、環境の丸々のところはよく考えてつけなければ形が整わないと思います。できる限り市民広報に載せて、どこへ電話していいかというのがよく分からなくて、道路安全課に緑地のことで電話したりしていますけれども、はっきり市民周知をお願いしたいと思いますが、どのような周知をされるかだけお聞きします。

○吉田武司議長 中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 新しい組織の周知につきましては、当然なんですけれども広報10月号に掲載をしまいであります。また、ホームページとか市のいろいろな媒体を通じまして周知のほうは徹底してまいりたいと考えております。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 環境計画については市民環境部ということなんですが、緑の基本計画についてはこの公園みどり課のほうで所掌するということによろしいですか。

○吉田武司議長 中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 そのとおりでございます。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 市民環境部と建設部、現行では職員はそれぞれ今何人配置されていて、それで再編されたときに朝霞和光資源循環組合への職員の人数、それから市民環境部、建設部それぞれ配置予定人数等、これは考えられていましたら教えてください。

○吉田武司議長 中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 まず、朝霞和光資源循環組合には4名を派遣いたします。市民環境部というよりも環境課のほう統合するんですが、環境課には現行の6名に資源リサイクル課のリサイクル担当から参ります。あと、清掃センターも環境課にぶら下がる形になりますので、6名が12名。

あと、都市整備課が今15名いらっしゃるんですけども、公園のところは分かれますので10名。公園みどり課については再任用を含めまして8名と現行ではそういうような形で考えていますが、人事の関係もございますので、多少のずれはあるのかなというふうに考えております。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 現行の職員の中での振り分けを行っていくことを基本としているんですか。

それぞれの議案との関係もあるんだよね。明細には、詳細にわたってはということでしたけれども、現行の職員の人数をそれを振り分けて、だから課が再編されたことによって人員を新たに補充するとか、そういった点についてはあるんですか。

○吉田武司議長 中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 現行、令和2年4月1日現在でも欠員状況もございますので、それを見越して10月1日現在、職員採用というところも視野に入れながら、確定事項ではないんですけども、トータル的に考えて足りないところには足りる人数を補給するというようなことで、マネジメントしてまいりたいと考えております。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 そうすると補充もあり得る、増員もあり得るという想定でよろしいんですか。

○吉田武司議長 中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 人事の関係でございますので、明確なことは控えさせていただきたいんですが、適材適所というんでしょうか、そういうような人事に努めてまいりたいと聞いております。

○吉田武司議長 齊藤誠議員。

○齊藤誠議員 公園みどり課を建設部に入れるということですが、市民環境部に入れようという考えはなかったのか、その辺の建設部に入れた理由が何かあれば教えてください。

○吉田武司議長 中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 公園とか緑とかを所掌する基本計画というのが緑の基本計画、先ほど質問があったんですけども、ここが一番ベーシックな基本計画になるんですけども、ここについては建設部で所管しております、今の都市整備課が所管しているんですけども、そこから分かれるような形になりますので、そちらも建設部で配置をします。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 公園みどり課についての業務ですけども、和光市のホームページに「和光湧き水緑地トラスト制度の創設」ということでアピールしているんですけども、この所管は公園みどり課がされるということによろしいですか。

○吉田武司議長 中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 緑に関することを包括的に今回所掌するのが公園みどり課でございますので、そのトラストの財源確保のところの話についても公園みどり課のほうになるということでございます。

それと、先ほど齊藤議員からお話がありました、なぜ建設部でということがあるんですけども、都市整備課では区画整理で公園も所掌してまして、公園の整備も行うということで、建設部に残しておいたほうが風通しがいいというか、そういう関係性も出るというところの視点もあるということでございます。

○吉田武司議長 中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 答弁の訂正をさせていただきます。

環境課の現在の体制について6名と申し上げたんですけれども、正確には7名ということで訂正をよろしく願いをいたします。

○吉田武司議長 ほかによろしいですか。

〔発言する人なし〕

なければ、本日の協議事項はこれにて終了しました。

記録につきましては正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

午前 11時18分 閉会

議 長 吉 田 武 司

副 議 長 待 鳥 美 光